

て合に由を備えて貴司に移咨すべし。請煩ねがわくは査照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆十四年（一七四九）十二月二十四日

（付 原文草書）

右咨文、唐へ差し上げ、其の稿御国許へ差し上げ候処、漂着唐人船売買の儀、御禁止候間、御当地に於て右船買い取り置き候儀、然るべからざる由、年頭②の御親方申し越し之れ有り。此の旨仰せ渡され候に付き、御国許へは朱書の通り相直し、御届け相済み申し候、後日の見合わせの為、斯くの如くに候也。

附、執照の儀も同断に相直し御届け之れ有り候事

注*本文書の台湾本の行間には朱書による書き込みがあり、上部欄外に「原本欄外記入朱書」とある。

また、末尾には候文による覚え書が付されている。内容は、中国へ咨文を出し、その稿を御国元（薩摩）へも出したところ、漂着した中国人の船の売買は禁止されており、琉球で船を買い取ったことはよろしくないということ、年頭使である親方が言ってきたことで、指示を受けて御国元（薩摩）へは朱書の通り書き改めて提出した。後日の証拠のため（このことを）書き記しておく。なお、執照についても同じく書き直して提出した、というものである。

本文書への福建布政使司の回答（中国難民の護送に対して賞賜す

る旨の咨（三三一―一）には末尾の候文に「右、唐より参り候咨文に、漂着唐人船買い取り置き候由、御返答御座候処、右通りにては御国元に於て相い障り候由申し来たり候間、御国元へは朱書の通り相い直し、右稿差し上げ申し候」と記されている。

福建布政使司への咨にこのような変更を加えた事例は（三三〇―一五）（三三〇―一六）（三三〇―一七）（三三一―一）（三三一―二）など数例しかないが、ここでは、破損した漂着唐人船を地元民に売却し、その代価を唐人に支払ったことが問題視されたと思われる。

（1）乾隆六年の署福建等処承宣布政使司の咨文（二四―二六）。

（2）年頭の御親方 首里王府が薩摩藩主へ年頭の慶賀のため派遣した使者。親方クラスが任じられ、在番親方として鹿児島琉球館に約一年間滞在した。

2-30-17

国王尚敬の、中国の難民陳得昌、黄明盛、彭世恒等の送還のため都通事阮超群等に付した執照

（乾隆十四《一七四九》、十二、二十四）

琉球国中山王尚（敬）、難民を解送し、以て原籍に還らしめん事の為にす。

切きかに、乾隆十四年十一月の間、福建省泉州府同安県の商人船戸陳得昌等、共計二十名は、船一隻に駕し、姑米山地方に飄到す。礁に衝りて打破せらるるも幸い人命の虞れ無し。又、福建省

興化府莆田県の商人船戸黃明盛等、共計三十名有り。船一隻に駕す。葉壁山地方に飄至して礁に衝りて破壊せらるるも幸い人命の虞れ無し。又、蘇州府通州の商船船戸彭世恒等、共計十四名有り。勝連地方に飄到し、只だ此の地方は海礁甚だ多く、因りて小船を発して引導して転じて山南奥武湾の泊に至る。奈んせん、彼の船隻、歴年已に久しければ、其の材多く朽ち、修補を加うると雖も、万里の波濤、再た衝涉し難し。挙船人衆、皆懼色有り。

乃ち已むを得ずして当面商議し、彼の船及び桅・蓬・椀・繩等の項を將て「土民(行間小文字)本地に委置す。只だ其の帶せる所の物件を將て船戸彭世恒に通与して領收せしむに売与し、其の価銀三百五十兩、併ひに帶せる所の物件は船戸彭世恒に通与して領收せしむ」るに便ならしむ。

切想するに、三船の難民は共計六十四名なり。船無くとも回るべし。因りて各地方官をして各々難民を將て解送せしめ、転じて中山牧港地方に至りて即便に館(おく)に發りて安挿せしめ、廩餼を給与して収養せしむ。応に部文内の奉旨の事理に遵いて、解送して閩に至るべし。

茲に風便に遇えば、特に都通事阮超群等を遣わし、梢役共計五十二員名を帶領し、海船一隻に坐駕し、難民六十四名を將て解送して前去せしむ。

若し文憑無ければ、所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に王府、礼字五十五号の半印勘合執照を給し、都通事阮超群等に附して収執して前去せしむ。如し経過の閩津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得

る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

- 護送都通事一員 阮超群 人伴四名
- 司養贍大使一員 東觀旭 人伴四名
- 管船夥長・直庫二名 毛景成 符世枚
- 水梢共に四十名

通州船戸彭世恒 舵工高哲安 水手

- 高進玉 高士臣 朱正和 徐三觀
- 朱六觀 陸有才 李六觀 朱八觀
- 彭順觀 彭邦昇 客二名 施潮先 姜兆五
- 已上、共計十四名

帶せる所の物件 計開す

- 一、荳油二十三簍 一、柿餅二十八包
- 一、花椒三包 一、核桃五包
- 一、柿餅小簍二十一包 一、青豆八百五十一包
- 一、塩猪一百零五口 一、粉条六包
- 一、麻皮四包 一、豆油一罈
- 一、扒豆九包 一、青豆三袋
- 一、猪油三簍 一、紫草二十二包
- 一、雜菓一包 一、干麵二袋
- 一、黄小米一袋 一、銅錢七包—共計三万五千文
- 一、猪首腿一包 一、核桃小包三個

一、蕎麦一袋

一、豆粉一包

一、竹箱三隻

一、衣桶二個

一、鋪蓋十四個

一、衣袋七個

一、銅鑼二面

一、錫壺三個

莆田県の船戸黄明盛

舵工陳清 鴉班

蘇敏 頭椀曾煥

総舖李勝 水手

李盛 胡祿

陳福 劉雲 蔡玉

陳煜 吳福

黄露 林霞 陳光

盧炳 陳洽

徐冬 徐煥 黄南

張蘭 翁銓

何進 客七名張大法

陳士雄 玉重岩

李舜尚 章明昆

郭香觀 黄弼順

已上、共計三十名

衣服を除くの外、撈せる所の物件 計開す

一、天后娘娘三位

一、紫草二包

一、核桃四包

一、粉条一包

一、卓一張

一、鉄椀一根

一、苳餅一百零七塊

一、銅鑼二面

一、銅面盆一個

一、紅白犬二隻

一、猫一隻

一、合弁箱一個

一、碗櫥一個

一、碗二十個

一、□巾頂一領

一、竹魚簍四個

一、雨傘四枝

一、木椅三条

一、鋸一張

一、銅確一個

一、柴斧二柄⁽²⁾

一、菜刀二柄

一、棕椀索三条

一、蕉椀一条

一、兔皮四十五張

一、板面鉄釘二百八十五斤半

一、鉄箍大小共二十三個、重さ二百三十三斤

同安県船戸陳得昌

舵工蘇進 総舖

彭輝 鴉班高宝

頭椀王良 大繚

蔡敬 杉板工高榮

水手高福

彭統 陳寿 蘇拱

林永 高竣

蘇勇 張才 童忠

蘇祿 劉啓

劉耀 蘇吉

已上、共計二十名

衣服を除くの外、撈せる所の物件 計開す

一、包苳二十一個

一、衣箱二個

一、□□七個

一、山東繭綢八疋⁽⁴⁾

一、□□□□□

一、小鉄椀一個

一、銅錢一万四□文

一、板面鉄釘五百六十一斤

右の執照は都通事阮超群等に付し、此れを准す

乾隆十四年(一七四九)十二月二十四日

注*本文書の台湾本・鄭良弼本では、「」の行間に朱書による書き込み

がなされており、本文のごとく補った。

(1) 東観旭 校訂本は「乗」だが「東」か。『中山世譜』のこの件に関する記述には東観旭が司養贍大使であったという記述がある。司養贍大使は漂着した中国人を護送する職務。

(2) 柴 校訂本は「紫」だが「柴」か。

(3) 包茯 茯は茯苓か。茯苓は松の根に寄生するきのこ類。漢方の薬材。

(4) 山東繭綢 山東産の絹織物。繭綢は山繭の糸で織った絹織物。